

承 諾 書

平成 年 月 日

名古屋港管理組合管理者

住 所

名 称

代表者職氏名

印

名古屋港管理組合公式ウェブサイトへの広告掲載にあたり、名古屋港管理組合公式ウェブサイト
広告標準約款に定める条件及び下記の事項について承諾します。

記

1 掲載ウェブページ URL

<http://www.port-of-nagoya.jp/>

2 掲載期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 広告掲載料（税込）

¥ 円（@5,000 円／月× 月）

4 広告掲載料支払期限

広告掲載開始月の前月 20 日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直前の平日）

5 広告原稿入稿期限

平成 年 月 日

6 広告原稿入稿場所

名古屋港管理組合総務部総務課広報・にぎわい振興室

メールアドレス：kouhou@union.nagoyako.lg.jp

7 広告リンク先ウェブページ URL

名古屋港管理組合公式ウェブサイト広告標準約款

(目的)

第1条 この約款は、名古屋港管理組合公式ウェブサイトのトップページ（以下「トップページ」という。）へのバナー広告（トップページ内に表示される広告画像で、当該広告画像を掲載する者の指定するウェブページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

2 トップページへの広告の掲載に関しこの約款に規定する事項について、広告掲載の募集案内、個別の契約書等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この約款において「事業者」とは、名古屋港管理組合（以下「本組合」という。）により広告を掲載する者として選定された広告主をいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 トップページに広告を掲載することができる者、広告の内容、デザイン、リンク先ウェブページの内容等については、名古屋港管理組合広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、名古屋港管理組合広告掲載基準（以下「基準」という。）及び名古屋港管理組合公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドラインの規定に従うものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	横 234 ピクセル×縦 60 ピクセル
形式	GIF（GIF アニメーション不可）又は JPEG
データ容量	15KB 以下
その他	事業者名を alt 属性として設定 （例）広告：〇〇株式会社

(広告掲載料)

第5条 事業者は、本組合が定める金額の広告掲載料を、広告掲載開始月の前月 20 日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直前の平日）までに、本組合が発行する納入通知書により納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 事業者は、広告原稿を本組合が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、事業者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第7条 広告の内容、デザイン等については、本組合及び本組合公式ウェブサイトの信用性、信頼性等

を損なうことのないよう、第3条の規定に合致しているか本組合が審査を行うものとし、事業者は、これに協力するものとする。

(広告内容等の変更の指示)

第8条 本組合は、広告の内容、デザイン若しくはリンク先のウェブページの内容等が各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又はこの約款等に違反していると判断したときは、事業者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(トップページへの広告の掲載)

第9条 本組合は、広告掲載開始日の正午までに、第7条に規定する審査が完了した広告を掲載するものとする。

- 2 広告の掲載位置は、本組合が定める。
- 3 本組合は、広告掲載終了日の翌日に、広告の掲載を終了するものとする。

(事業者の指定するウェブページへのリンクの一時停止)

第10条 本組合は、広告掲載にあたり事業者の指定するリンク先ウェブページが、不正アクセス又はシステム停止を引き起こす内容を含むおそれがあると判断したときは、あらかじめ事業者の説明したうえで、トップページから事業者の指定するウェブページへのリンクを一時的に停止し、事業者に必要な対策を求めることができる。また、やむを得ない事情があるときは、事業者への事前説明を省略することができる。

- 2 本組合は、事業者が不正アクセス又はシステム停止を引き起こすおそれに対する必要な対策を行ったと判断した場合は、速やかにトップページから事業者の指定するウェブページへのリンクを再開するものとする。

(広告掲載料の返還)

第11条 事業者の責に帰さない理由により、本組合が広告を掲載できなかった期間が連続して15日を超えるときは、広告掲載を停止した日数に応じて納付済みの広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額広告掲載料の合計額とする。
- 3 前項における広告の掲載再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。
- 4 次の各号に掲げる理由により、本組合がトップページの運営を一時停止した場合は、第1項の規定は適用しない。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合
 - (3) その他公益上やむを得ない場合
- 5 返還する広告掲載料には、利息は付さない。

(広告掲載期間の延長)

第 12 条 事業者の責に帰さない理由により、本組合が広告を掲載できなかった期間が 1 日以上 15 日以下であるときは、広告掲載を停止した日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、第 10 条の規定に基づきリンクを一時停止する場合又は広告を掲載できなかった期間が 1 日に満たない場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 次の各号に掲げる理由により、本組合が広告を掲載できなかった場合は、前項の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

(広告掲載の解除)

第 13 条 本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者への催告その他何らの手続を要することなく、この約款等に基づく契約を解除することができる。ただし、この場合においては、納付済みの広告掲載料は返還しない。

- (1) 事業者が、第 5 条の規定による広告掲載料の納付を本組合が指定する期日までに行わないとき。
- (2) 第 8 条の規定により本組合が広告内容等の変更を求めたにもかかわらず、事業者がこれを行わないとき。
- (3) 広告掲載決定後に要綱第 5 条及び基準第 3 条に抵触することとなったとき。
- (4) その他トップページへの広告掲載が適切でないと本組合が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 事業者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。ただし、この場合においては、納付済みの広告掲載料は返還しない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、事業者は、書面により本組合に申し出なければならない。

(事業者の責務)

第 15 条 事業者は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、本組合に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決することとする。

(疑義等の決定)

第 16 条 この約款において疑義が生じた事項又はこの約款に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。